大通達甲 (警) 第 4 号 令 和 3 年 3 月 2 5 日

簿 冊 名	例規(1年)
保存期間	1 年

本部各課・所・隊長 殿

警察本部 長

警察本部における収入及び支出に関する事務の取扱いについて(通達)

警察本部における知事の権限に属する収入及び支出に関する事務については、委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程(昭和43年大分県訓令甲第12号。以下「決裁規程」という。)に基づき、「警察本部における収入及び支出に関する事務の取扱いについて」(令和2年3月25日付け大通達甲(警)第19号)により処理しているところであるが、この度、組織改編に伴い、令和3年3月25日から下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

1 決裁規程関係

- (1) 決裁規程別表第1及び別表第2に規定する知事の決裁事項又は警察本部長若しくは警務部長の専決事項で、警務部会計課長(以下「会計課長」という。)及び警務部施設装備課長(以下「施設装備課長」という。)以外の各課(所及び隊を含む。)の長(以下「各課長」という。)が処理するもの(決裁規程別表第2の4の表及び5の表の決裁事項を除く。)については、会計課長又は施設装備課長に合議すること。
- (2) 決裁規程別表第1及び別表第2に規定する課長の専決事項で、各課長が処理するものについては、必要に応じて、会計課長又は施設装備課長に合議すること。
- (3) 各課長は、決裁規程第6条の規定により警察本部長又は警務部長から指示を受けた場合及び第7条の規定により警察本部長又は警務部長に報告した場合は、会計課長又は施設装備課長に通知すること。
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律関係 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)による事務 のうち、施設装備課長及び各課長が行うものについては、会計課長に合議すること。
- 3 大分県予算規則関係

大分県予算規則(昭和39年大分県規則第53号)第25条に規定する総務部長及び総務部財 政課長への合議事項は、会計課長に合議すること。

4 大分県会計規則関係

大分県会計規則(昭和49年大分県規則第10号)第21条第2項に規定する事故報告を受けた各課長は、速やかに事故報告書(大分県会計規則第6号様式)に関係書類を添えて、会

計課長又は施設装備課長に提出すること。

- 5 大分県使用料及び手数料条例関係
- (1) 各課長は、国又は地方公共団体に対して、大分県使用料及び手数料条例(昭和31年大分県条例第27号)第2条第1項ただし書の規定により使用料を徴収しないこと又は同2条第2項ただし書の規定により使用料を徴収することを決定する場合は、会計課長に合議すること。
- (2) 各課長は、大分県使用料及び手数料条例第6条の規定により使用料及び手数料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予する場合は、会計課長又は施設装備課長に合議すること。

6 大分県契約事務規則関係

- (1) 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第2章の一般競争契約、第3章の指名競争契約及び第5章の特定調達契約に規定する事務のうち、入札の執行、同規則第29条第1項の規定による落札者の決定及び同規則第47条の規定による落札に関する事項の通知に係る事務は、会計課長又は施設装備課長が処理するので、各課長は、入札を行う必要があるときは、予定価格調書、設計書、仕様書その他の関係書類を会計課長又は施設装備課長に提出すること。
- (2) 会計課長又は施設装備課長は、入札を執行し、落札者を決定の上、各課長に関係書類を送付すること。

7 大分県県有財産規則関係

- (1) 大分県県有財産規則(昭和39年大分県規則第28号)第9条に規定する総務部長への合議事項は、施設装備課長に合議すること。
- (2) 大分県県有財産規則第18条第1号の県有財産の維持、保存及び使用の適否に係る事項並びに第35条の規定による行政財産の使用許可書の交付を受けた者からの使用料及び庁舎等管理費の徴収に係る事項については、各課長が処理すること。

8 その他

- (1) 本通達に定める事項の実施についての細部事項は、会計課長及び施設装備課長が定める。
- (2) 会計制度等について、知事部局、会計管理局又は監査委員事務局と協議をする必要があるときは、会計課長がその事務を行う。

(会計課出納係)

(会計課用度係)

(施設装備課管財係)